

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線
建設推進高度化等事業費補助金繰入基準

平成15年10月1日機構規程第114号
平成25年4月1日機構規程第2号
平成29年3月30日機構規程第87号
令和3年3月29日機構規程第75号
令和3年4月1日機構規程第4号

第1条 通則

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号。以下「機構法」という。）第17条第2項に基づき実施する整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金（以下「補助金」という。）の繰り入れは、機構法、同法施行令（平成15年政令第293号。以下「機構法施行令」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、この繰入基準の定めるところによる。

第2条 目的

この繰入基準は、整備新幹線の環境影響評価、工事を円滑に実施するための調査、整備方策の検討に必要な調査その他の建設推進高度化等事業（以下「高度化等事業」という。）を適切に実施するため、助成勘定から建設勘定に対して繰り入れする補助金について、補助の対象補助金に係る申請、補助金の繰り入れその他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

第3条 定義

この繰入基準における「整備新幹線」及び「環境影響評価」の定義は次に定めるとおりとする。

- (1) 整備新幹線 全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法第71号）第8条の規定により、国土交通大臣が機構に対し建設の指示を行った新幹線鉄道の路線であって、同法第9条又は同法附則第11項の規定による工事実施計画の認可を受けていない路線（路線の一部の区間について同条又は同項の規定による工事実施計画の認可を受けた場合における認可を受けていない残りの区間を含む。）をいう。
- (2) 環境影響評価 環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づき行う環境影響評価をいう。

第4条 事業実施計画の承認等

機構の鉄道建設業務を掌理する副理事長（以下「副理事長」という。）は、補助金の繰り入れを受けようとするときは、高度化等事業の実施計画（以下「事業実施計画」と

いう。)について、事業実施計画(変更)承認申請書(第1号様式)を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項の規定は、理事長の承認を受けた事業実施計画を変更する場合について準用する。ただし、国土交通大臣が別に定める軽微な変更については、この限りではない。

3 理事長は、事業実施計画又はその変更についての承認申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、所要の手続きのうえ、これを承認するものとし、事業実施計画(変更)承認書(第2号様式)により副理事長に通知するものとする。

4 副理事長は、理事長の承認を受けた事業実施計画について、第2項ただし書きの軽微な変更を行った場合には、当該変更の内容について、理事長に届け出るものとする。

第5条 補助繰り入れ対象経費及び補助金の繰入額

補助金の繰り入れの対象となる経費は、整備新幹線の環境影響評価、工事を円滑に実施するための経済設計調査、設計・施工法調査及び地域計画等との調整のための調査及び整備方策の検討に必要な軌間可変技術調査、貨物列車走行調査その他の高度化等事業に要する経費であって、第4条に定めるところにより、事業実施計画若しくはその変更について理事長の承認を受け、又は理事長に届け出た事業(以下「補助対象事業」という。)に係るものとする。

2 補助金の繰り入れ額は、補助対象事業の計画額の合計額を限度とするものとする。

第6条 補助金の繰り入れ申請

副理事長は、事業実施計画について、理事長の承認を受けたときは、遅滞なく、補助金繰入申請書(第3号様式)を理事長に提出するものとする。

2 副理事長は、事業実施計画について、理事長の変更承認を受けたときは、遅滞なく、補助金繰入決定額の変更申請書(第3号様式-2)を理事長に提出するものとする。

第7条 補助金の繰り入れ決定及び通知

理事長は、第6条による補助金繰入申請書の提出があったときは、これを審査し、所用の手続きのうえ補助金の繰り入れを決定し、第6条第1項の場合は、補助金繰入決定通知書(第4号様式)により、第6条第2項の場合は、補助金繰入決定変更通知書(第4号様式-2)により、副理事長に通知するものとする。

第8条 申請の取下げ期日

副理事長は、繰り入れ決定の内容又はこれに付した条件に不服があることにより、補助金の繰り入れ申請を取り下げようとするときは、理事長が指定する期日までに、その旨を記載した書面を理事長に提出するものとする。

第9条 補助金の交付の条件

次に掲げる事項は、理事長が補助金の繰り入れを決定する場合に付する条件となるものとする。

(1) 機構法、機構法施行令及びこの繰入基準に従わなければならないこと。

- (2) 補助金の繰り入れ額の確定通知を受けた場合において、既にその額を超える補助金の繰り入れを受けているときは、理事長が指定する期日までにその額を超える部分の建設勘定から助成勘定へ繰り入れについて必要な手続きをとるものとする。
- (3) 補助対象事業のため取得した機械、器具、仮設物その他の資材等の物件（補助対象事業の完了後残存するもののうち、国土交通大臣が交付要綱第9条において別に定める事業に使用するものを除く。）を処分することにより収入が生じたときは、当該収入に相当する額を助成勘定を通じて国に納付するものとする。

第10条 状況報告

副理事長は、補助対象事業の実施状況について、理事長の要求があったときは、速やかに事業実施状況報告書（第5号様式）を理事長に提出するものとする。

- 2 副理事長は、補助対象事業が年度内に完了しない見込みであるときは、事業実施状況報告書（第5号様式）にその理由を付して補助対象事業を実施する年度（以下「事業年度」という。）の3月10日までに理事長に提出するものとする。
- 3 副理事長は、補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに事業実施状況報告書（第5号様式）にその理由を付して、理事長に報告し、その指示をうけるものとする。

第11条 実績報告

副理事長は、補助対象事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は事業年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに事業完了実績報告書（第6号様式）を理事長に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が事業年度内に完了しない場合には、事業年度の翌年度の4月20日までに事業年度終了実績報告書（第7号様式）を理事長に提出するものとする。

第12条 補助金の繰入額の確定及び通知

理事長は、第11条に定める事業完了実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し、その内容が正当であると認めるときは、所要の手続きのうえ、繰り入れすべき補助金の額を確定し、補助金の繰入額の確定通知書（第8号様式）により、副理事長に通知するものとする。

第13条 補助金の概算の繰り入れの請求

副理事長は、補助金の概算繰り入れを受けようとするときは、補助金概算繰入請求書（第9号様式）を理事長に提出しなければならない。

第14条 取得財産等の整理

機構は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかにな

るように整理しておかなければならない。

第15条 補助金に関する整理

機構は、補助対象事業についての収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておくものとする。

- 2 機構は、前項の帳簿とともに、その内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存するものとする。

第16条 取得財産等の処分の制限

副理事長は、取得財産等（適正化法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる財産及び同条第4号又は第5号の規定により国土交通大臣が別に定める財産に限る。）について、補助事業の完了後においても、国土交通大臣が別に定める期間は理事長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この繰入基準は、平成15年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 前条に規定する適用日前に交付決定が行われた補助金については、建設勘定に対して整備新幹線建設推進事業資金の繰り入れ決定したものとみなし、法17条第2項を適用のうえ、この繰入基準の定めるところによるものとする。

附 則

（施行期日）

この繰入基準の一部改正は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度以降の補助金に係る財産から適用する。

附 則

（施行期日）

この繰入基準の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この繰入基準の一部改正は、令和3年3月29日から施行する。

附 則

（施行期日）

この繰入基準の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

(第1号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

年度整備新幹線建設推進高度化等事業実施計画（変更）
（単年度予算分・国庫債務負担行為分）承認申請書

整備新幹線建設推進高度化等事業実施計画(の変更)について、別紙のとおり承認を受けたいので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金繰入基準第4条第1項又は第4条第2項の規定により、申請します。

(別紙) 年度整備新幹線建設推進高度化等事業実施計画（変更）表

- (注) 1 当初計画の場合は、（変更）及び（を）を記載しないこと。
- 2 第4条第1項又は第4条第2項については、当初計画の場合は第4条第1項を、変更の場合は第4条第2項を記載すること。

(第1号様式 別紙)

年度整備新幹線建設推進高度化等事業実施計画(変更)表
 (単年度予算分・国庫債務負担行為分)

(単位:千円)

区 分	計画額	参 考 (建設推進高度化等事業費の内訳)							事業完了予定日	備 考
		環境影響評価	経済設計調査	設計・施工法等調査	計画調整調査	軌間可変技術調査	貨物列車走行調査	その他		
1 建設推進高度化等事業費										
参 考 入 路 線 別 の 内 訳 V	路線名等									
2 管 理 費										
3 合 計										

- (注) 1 事業の区分ごとに、事業の概要、経費の積算、事業場所等を記載した書類を添付すること。
 2 事業計画変更の場合には、変更前の数値を上段に括弧書きし、備考欄に変更の主な理由を記載すること。
 3 国庫債務負担行為に係る申請の場合は、参考欄に路線名等の区分ごとに年度別の内訳を記載すること。

(第2号様式)

番 号

承 認 書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

副 理 事 長 殿

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度整備
新幹線建設推進高度化等事業実施計画（の変更）（単年度予算分・国庫債務負担行為
分）については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線建設推進
高度化等事業補助金繰入基準第4条第3項の規定により、承認する。

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理事長

(第3号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副 理 事 長

年度整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金
(単年度予算分・国庫債務負担行為分) 繰入申請書

整備新幹線の建設推進高度化等事業に係る整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金の繰入を受けたいので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金繰入基準第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助金繰り入れ対象事業経費の配分、使用方法及び事業の計画
年 月 日付け 第 号をもって承認を受けた 年度整備新幹線建設推進高度化等事業実施計画に記載のとおり。
- 3 繰り入れを受けようとする補助金の額
円
- 4 添付書類
年度整備新幹線建設推進高度化等事業実施計画

(注) 国庫債務負担行為に係る申請の場合は、「3 繰り入れを受けようとする補助金の額」について、年度別の内訳を記載すること。

(第3号様式—2)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副 理 事 長

年度整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金
(単年度予算分・国庫債務負担行為分) 繰入決定額の変更申請書

年 月 日付け 第 号で繰り入れ決定の通知を受けた標記補助金について、繰入決定額の変更を受けたいので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金繰入基準第4条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更を必要とする理由

2 補助金の額

繰入決定額 円

今回繰入決定申請額 円

繰入決定額計 円

3 添付書類

年度整備新幹線建設推進高度化等事業実施計画変更表

注) 国庫債務負担行為に係る申請の場合は、「2 補助金の額」について、年度別の内訳を記載すること。

(第4号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副 理 事 長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長

年度整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金
(単年度予算分・国庫債務負担行為分) 繰入決定通知書

年 月 日付け 第 をもって繰入申請のあった整備新幹線建設推進等事業費補助金(単年度予算分・国庫債務負担行為分)の繰り入れ額については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金繰入基準(以下「繰入基準」という。)第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知する。

記

- 1 補助金の繰入額 円
(注) 国庫債務負担行為に係る申請の場合は、年度別の内訳を記載する。
- 2 補助金の繰り入れの条件は次のとおりとする。
 - (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)及び同施行令(平成15年政令第293号)並びに繰入基準の定めるところによるものとする。
 - (2) 補助金の繰り入れ額の確定通知を受けた場合において、既にその額を超える補助金の繰り入れを受けているときは、理事長が指定する期日までにその額を超える部分の建設勘定から助成勘定へ繰り入れについて必要な手続きをとるものとする。
 - (3) 補助対象事業により取得した機械、器具、仮設物、その他の資材等の物件(補助対象事業の完了後残存するもののうち、国土交通大臣が整備新幹線建設推進高度化)等事業費補助金交付要綱第9条において別に定める事業に使用するものを除く。)を処分することにより収入が生じたときは、当該収入に相当する額を助成勘定を通じて国に納付するものとする。
- 3 この繰入決定の内容又は条件に不服のある場合における繰入基準第8条の規定による申請の取下げをすることができる期限は、年 月 日とする。

(第4号様式—2)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副 理 事 長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長

年度整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金
(単年度予算分・国庫債務負担行為分) 繰入決定変更通知書

年 月 日付け 第 号で繰入決定額の変更申請のあった標記補助金については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金繰入基準第7条の規定により、下記のとおり繰入の決定を変更したので通知する。

記

1 補助金の繰入額

繰入決定済額	円
今回繰入決定額	円
繰入決定額計	円

(注) 国庫債務負担行為に係る申請の場合は、年度別の内訳を記載する。

2 補助対象経費の区分並びに区分ごとの配分額及び補助金の繰り入れ額は、変更申請のあったとおりとする。

3 補助金の繰り入れの条件は 年 月 日付け 第 号「整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金(単年度予算分・国庫債務負担行為分)繰入決定通知書」記載のとおりとする。

(第5号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副 理 事 長

年度整備新幹線建設推進高度化等事業実施
(単年度予算分・国庫債務負担行為分) 状況報告書

年 月 日付け 第 号で承認を受けた標記事業の実施状況について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金繰入基準第10条第1項又は第2項又は第3項の規定により別紙のとおり報告します。

- (別紙1) 年度整備新幹線建設推進高度化等事業実施状況表 (その1)
又は
- (別紙2) 年度整備新幹線建設推進高度化等事業実施状況表 (その2)
又は
- (別紙3) 年度整備新幹線建設推進高度化等事業実施状況表 (その3)

(第5号様式 別紙1)

年度整備新幹線建設推進高度化等事業実施状況表(その1)

(単年度予算分・国庫債務負担行為分)

(単位:千円)

区 分	計 画 額 A	実 施 額 B	実施率 B/A	計 画 額 との差額 A-B	今 後 の 実 施 見 込 額					備 考
					四半期	四半期	四半期	四半期	その他	
1 建設推進高度化等事業費				(%)						
参 考 ∧ 路 線 別 の 内 訳 ∨	路 線 名 等									
2 管 理 費										
3 合 計										

- (注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段に括弧書すること。
2 特に著しい工程の変更を伴うものについては、その主な理由等を備考欄に記載すること。
3 国庫債務負担行為に係る申請の場合は、参考欄に路線名等の区分ごとに年度別の内訳を記載すること。

(第5号様式 別紙2)

年度整備新幹線建設推進高度化等事業実施状況表 (その2)

(単年度予算分・国庫債務負担行為分)

(単位：千円)

区 分	計 画 額 A	3月末までの 実施見込額 B	計 画 額 と の 差 額 A-B	計 画 額 と の 差 額 の 内 訳			理 由
				年度内に完 了しない分	遂行が困難 となった分	そ の 他	
1 建設推進高度化等事業費							
参 考 ∧ 路 線 別 の 内 訳 ∨	路 線 名 等						
2 管 理 費							
3 合 計							

- (注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段に括弧書すること。
2 国庫債務負担行為に係る申請の場合は、参考欄に路線名等の区分ごとに年度別の内訳を記載すること。

(第5号様式 別紙3)

年度整備新幹線建設推進高度化等事業実施状況表(その3)

(単年度予算分・国庫債務負担行為分)

(単位:千円)

区 分	計 画 額 A	年 月 日 までの実施額 B	計 画 額 との差額 A-B	計 画 額 と の 差 額 の 内 訳		理 由
				遂行が困難 となった分	そ の 他	
1 建設推進高度化等事業費						
参 考 ハ 路 線 別 の 内 訳 ▽	路 線 名 等					
2 管 理 費						
3 合 計						

- (注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段に括弧書すること。
2 国庫債務負担行為に係る申請の場合は、参考欄に路線名等の区分ごとに年度別の内訳を記載すること。

(第6号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副 理 事 長

年度整備新幹線建設推進高度化等事業
(単年度予算分・国庫債務負担行為分) 完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で承認を受けた標記事業の完了実績について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金繰入基準第11条の規定により別紙のとおり報告します。

(別紙1) 年度整備新幹線建設推進高度化等事業完了実績表

(別紙2) 年度整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金繰入精算調書

(第6号様式 別紙1)

年度整備新幹線建設推進高度化等事業完了実績表
(単年度予算分・国庫債務負担行為分)

(単位：円)

区 分	事業完了 期 日	計画額	実施額	参 考〈建設推進高度化等事業費の内訳〉						
				環境影 響 評 価	経 済 設 計 調 査	設 計 ・ 施 工 法 等 調 査	計 画 調 整 調 査	軌 間 可 変 技 術 調 査	貨 物 列 車 走 行 調 査	そ の 他
1 建設推進高度化等事業費										
参 考 入 路 線 別 の 内 訳 V	路 線 名 等									
2 管 理 費				/	/	/	/	/	/	/
3 合 計				/	/	/	/	/	/	/

- (注) 1 当初の計画額に変更があった場合は、最終の計画額を記載し、当初の計画額を上段に括弧書すること。
 2 計画額と実施額との差額が大きなものについては、その理由を注記すること。
 3 国庫債務負担行為に係る申請の場合は、参考欄に路線名等の区分ごとに年度別の内訳を記載すること。

(第6号様式 別紙2)

年度整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金繰入精算調書

(単年度予算分・国庫債務負担行為分)

(単位：円)

区 分		繰 入 決 定 額	計 画 額	実 施 額	計 画 額 との差額	自 己 財 源 充 当 額	精 算 補 助 金 額	概 算 払 受 領 総 額	差引補助金 未受領(△ 返 還) 額	備 考
		A	B	C	D	E	F=C-E	G	H=F-G	
1	建設推進高度化等事業費									
参 考 ∧ 路 線 別 の 内 訳 ∨	路 線 名 等									
2	管 理 費									
3	合 計									

- (注) 1 「自己財源充当額」は、整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金繰入基準(3)に定める補助対象事業に起因して受け入れる雑収入で用途予定のないものを計上し、主な内訳を備考欄に記載すること。
- 2 交付決定額又は計画額に変更があった場合は、最終の額を記載すること。
- 3 国庫債務負担行為に係る申請の場合は、参考欄に路線名等の区分ごとに年度別の内訳を記載すること。

(第7号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副 理 事 長

年度整備新幹線建設推進高度化等事業
(単年度予算分・国庫債務負担行為分) 年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号で承認を受けた標記事業の年度終了実績について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金繰入基準第11条ただし書きの規定により別紙のとおり報告します。

(別紙) 年度整備新幹線建設推進高度化等事業年度終了実績報告書

(第7号様式 別紙)

年度整備新幹線建設推進高度化等事業年度終了実績表
(単年度予算分・国庫債務負担行為分)

(単位：円)

区 分	計 画 額	実 施 額	計 画 額 との差額	実 施 率	計画額との差額の内訳		事 業 完 了 予 定 期 日	備 考
					繰 越 額	そ の 他		
1 建設推進高度化等事業費				(%)				
参 考 ハ 路 線 別 の 内 訳 V	路 線 名 等							
2 管 理 費								
3 合 計								

- (注) 1 当初の計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段に括弧書すること。
2 計画額との差額について、その主な理由を備考欄に記載すること。
3 国庫債務負担行為に係る申請の場合は、参考欄に路線名等の区分ごとに年度別の内訳を記載すること。

(第8号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副 理 事 長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長

年度整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金
(単年度予算分・国庫債務負担行為分) の繰入額の確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって完了実績報告のあった整備新幹線建設推進高度化等事業の実施については、これを認定し、整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金の繰入額を下記のとおり確定したので独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金繰入基準第12条の規定により別紙により通知する。

記

- (1) 確定補助金繰入額 円
(注) 国庫債務負担行為に係る申請の場合は、年度別の内訳を記載する。
(2) 返還すべき補助金の繰入額の返済期日は 年 月 日とする。)

(注) 括弧書きは、必要に応じ記載すること。

(第9号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副 理 事 長

年度整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金
(単年度予算分・国庫債務負担行為分) 概算繰入請求書

年 月 日付け 第 号で繰入決定を受けた標記補助金について、
下記のとおり概算繰入を受けたいので独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
、整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金繰入基準第13条の規定により請求しま
す。

記

1. 整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金繰入決定通知額 円
2. 概算繰入請求書 円
3. 概算繰入請求額算出基礎

補助対象経費の区分	補助対象 経 費 の配分額	事業等に 要する 資金の額	概算繰入 可 能 額	前回までの 概算繰入 累 計 額	今 回 概算繰入 累 計 額
1 建設推進高度化等事業費	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
2 管 理 費					
3 合 計					

(注) 国庫債務負担行為に係る請求の場合は、年度別の内訳を記載する。